

熊野古道の二次交通調査業務委託仕様書

1 業務名

熊野古道伊勢路における二次交通に関する来訪者実態調査業務

2 業務の目的

県では、熊野古道伊勢路（以下「伊勢路」という。）において、世界遺産としての価値を背景とした「歩き旅」を象徴的なイメージとし、その魅力を全面に出してブランディングを進めています。

令和6年には世界遺産登録20周年を迎えることから、来訪者が安全、安心、快適に歩ける環境を整備することで、伊勢路の魅力のさらなる向上と来訪意欲の喚起に取り組むこととしています。

このように受入環境整備を進めていくなかで、伊勢路を来訪する際の課題として、公共交通を利用する場合の拠点（鉄道駅等）から峠の間、自家用車利用の場合、峠を歩いた後駐車場所への交通手段が不便であるとの指摘があります。その課題解決に向けて、県では伊勢路における駅や峠を結ぶ二次交通の増便など実証運行を予定しています。

本業務は、伊勢路における駅や峠を結ぶ二次交通の実証運行を行うにあたり、二次交通の利用状況など伊勢路来訪者の動態を調査するものとします。

3 業務期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

※令和6年8月30日までに、中間報告としてアンケート調査結果（簡易な分析等）を報告すること

4 委託業務の概要

伊勢路来訪者の実態調査（調査項目作成、調査実施、集計、データ化など）、分析及び調査報告書の作成等

（1）調査期間

令和6年4月26日（金）から6月2日（日）まで（38日間）

ただし、対面調査は同期間の土曜日、日曜日、祝日（10日間以上）に実施

（2）調査の対象となる伊勢路の峠道

ア 馬越峠（尾鷲市・紀北町）

イ ツヅラト峠、荷坂峠（紀北町・大紀町）

ウ 大吹峠、観音道、波田須の道、二木島・逢神坂峠（熊野市）

※上記ア、イ、ウは必須。その他の峠を対象とできる場合は提案すること。

(3) 調査方法

ア 対面による調査（馬越峠・紀北町側入口、道の駅マンボウ、鬼ヶ城センターで期間中の土日祝（10日間以上）のみ）

峠の入口等に調査員を配置し、伊勢路来訪者に対し聴き取りまたは用紙記入などの方法により調査を実施する。

※上記3カ所に加えて対面調査を行うことができる場所がある場合は提案すること。

イ アンケート用紙への記入による調査（期間中）

①熊野古道語り部に依頼し、期間中に語り部が伊勢路を案内した来訪者に対し、アンケートの記入、回収を行う。

②旅行会社（古道バスツアーなど）に依頼し、ツアー客にアンケートを配付し、記入、旅行会社が回収を行う。

③観光協会、道の駅等指定場所でアンケート用紙を設置し、回収を行う。

ウ Web フォームによる調査（期間中）

①峠入口等に掲示した2次元コードを読み取り Web フォームで入力する方法で実施する。Web フォームによる調査については、インバウンドに対応した英語版のフォームを用意すること。

エ 調査結果の集計、分析

上記調査結果をもとに集計、分析を行う。

(4) サンプル数目標

400件以上

※上記(3)の調査方法のほか、サンプル数を確保するために有効な方法があれば提案すること

5 委託業務の内容

(1) アンケート用紙（A4判両面・単色）の作成

- ・内容：下記の例示を参考として調査項目を作成する。提案事業者において、調査項目について提案がある場合は、三重県と協議して決定するものとする。アンケート用紙は、A4表裏1枚までに収まるように項目を調整し、回答しやすいよう工夫すること。

- ・部数：2,000枚（追加の可能性あり）

<調査項目例>

- ・来訪した峠名（選択）
- ・来訪者の出発地（記述・市町単位）
- ・来訪者の年代
（選択：20歳未満、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上）

- ・ 来訪者の人数（選択：1人、2人、3人以上）
- ・ 地域への来訪手段（選択：自家用車、JR、三交バス、ツアーバス、その他）
- ・ 古道の歩き方（選択：通貫、途中で折り返し出発地に戻る）
- ・ 古道歩き中における公共交通機関の利用（予定）の有無
（選択：JR、三交バス、タクシー、その他）
- ・ 地域の公共交通機関に対する認識・イメージ
（選択（JR、三交バスごとに）：運行時刻の認知度 運行時刻を知っている、知らない 利便性のイメージ：便利、適当、不便）
- ・ 他に来訪したことがある峠名（選択：全峠を例示）
- ・ 他の立寄り予定地（記述 場合によっては一部例示）
- ・ 古道歩きに関する要望（記述：駐車場、トイレ、送迎交通、給水所など）
- ・ その他、二次交通の利用に関する潜在的な調査など

※任意：プレゼント発送用

- ・ 来訪者の住所、氏名、連絡先電話番号

※アンケート用紙の回収場所を記載

（2）2次元コードを使用したWebアンケート（日本語・英語）の作成、公開

- ・ 期間：調査期間中（4/26～6/3）を通じて入力できる状態とする。
なお、アンケートフォームの作成ツールは事業者の提案による。
- ・ 内容：調査項目は用紙の場合と同様とし、併せて英語版を作成（ネイティブチェック必須）すること。

（3）アンケート告知案内ポスター、アンケート回収場所案内ポスターの作成、設置

- ・ 設置場所：県が指定する場所（告知：20か所以内、回収：10か所以内）
（設置場所、サイズは県が事前に調整する）
- ・ 内容：告知案内ポスターについては、アンケートの期間、回答方法、用紙回収場所等を掲載する。回収場所案内ポスターには、アンケートの回収場所であることを記載する。アンケート実施期間中風雨に耐えられる仕様とするなど案内方法や設置方法について提案すること。

（4）アンケート用紙の配置、アンケート用紙の回収、ノベルティの補充

- ・ 期間：4/26～6/3（4/26中に設置し6/3中に撤去）
- ・ 場所：県が指定する場所（10か所以内）にアンケート用紙を設置し、調査期間中アンケート用紙を補充すること。調査期間中に不足した場合は必要に応じて、アンケート用紙を補充すること。原則、調査期間終了後に回収場所からアンケート用紙を回収する。
アンケート回答持込者に対しては、県が用意するノベルティを配付

するため、調査開始日前日までに回収場所に配置し、調査期間中に不足した場合は必要に応じて補充する。

< アンケート用紙設置、回収箇所（案） >

①紀北町観光協会（紀北町）、②ふれあい広場マンドロ（紀北町）、③道の駅海山（紀北町）、④尾鷲観光物産協会（尾鷲市）、⑤熊野古道センター（尾鷲市）、⑥鬼ヶ城センター（熊野市）、⑦熊野市観光協会（熊野市） など 10 か所以内

(5) Web アンケート用 2 次元コードの掲示

- ・ 期間：4/26～6/3（4/26 中に設置し 6/3 中に撤去）
- ・ 場所：県が指定する場所（20 か所以内）に 2 次元コードの掲示を行うこと。
風雨で用紙が損傷しないよう対策を講じるとともに、2 次元コードの掲示状況の確認を実施すること。

< 2 次元コード掲示（案） >

①梅ヶ谷駅前（大紀町）、②ツツラト峠入口・定坂公園（大紀町）、③荷坂峠入口（大紀町）、④ツツラト峠入口・ツツラト花広場（紀北町）、⑤荷坂峠入口（紀北町）、*
⑥馬越峠入口（紀北町）、⑦馬越峠入口（尾鷲市）、⑧二木島・逢神坂峠二木島側入口（熊野市）、⑨二木島・逢神坂峠新鹿側入口（熊野市）⑩大吹峠波田須側入口・東屋（熊野市）、⑪大吹峠大泊側入口（熊野市）、⑫観音道大泊側入口（熊野市）、⑬波田須の道・西行松案内板（熊野市）、⑭波田須茶屋（熊野市）
⑮鬼ヶ城センター（熊野市）、⑯熊野市観光協会（熊野市） など 20 か所以内

(6) 調査員の配置、来訪者への対面調査の実施

- ・ 場所：馬越峠紀北町側入口の駐車場付近、道の駅マンボウ、鬼ヶ城センター（以上必須）
- ・ 期日：10 日間以上（県と協議すること）
- ・ 時間：9：00～16：00
- ・ 調査員数：調査時間内の対応に空白が生じないよう必要な人数を配置すること。
- ・ 内容：原則、聴取調査とするが、来訪者本人によるアンケート記入も可能とする。

(7) 旅行者へのアンケートの送付、回収

- ・ 内容：県の指示により、古道バスツアーを実施する旅行者に対しアンケートの送付、回収を行う（語り部の案内分は県で回収し提供）。

(8) 地域特産品（インセンティブ）の送付

内容：アンケートに回答いただいた方の中から抽選で 25 名に地域特産品等を送付する。

【内訳】

特産品 5,000 円程度（5 名）
特産品 3,000 円程度（20 名）

(9) アンケートの集計、報告書の提出

アンケートを集計・分析のうえ報告書を作成し提出する。

6 納品する成果物及び期日等

(1) 納品する成果物及び部数

- ① 実施した調査、検証の内容を記載した調査報告書 2部
- ② ①の概要版資料 2部
- ③ 上記資料に係る電子データ（PDF形式）

(2) 成果物の提出先

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課（三重県庁2階）

(3) 期日

本業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和6年10月31日のいずれか早い日までに、成果物を提出すること。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

8 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。

- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。

- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、県へ成果物の引き渡し完了したときに、県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引き渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物に係る著作人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。

- (4) 再委託を行う場合には、事前に県の了解を得て、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して県が

直接に指示監督する場合がある。

- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が（7）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (11) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (12) 県が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。